

地域密着型通所介護
介護予防型通所サービス

重要事項説明書
契約書

株式会社悠遊社

デイホーム きて民家

重要事項説明書

1 法人の概要

名称・法人種別	株式会社悠遊社
代表者名	代表取締役 寺河 駿
所在地・連絡先	(住所) 〒790-0047 愛媛県松山市余戸南二丁目 24 番 38 号 (電話) 089-965-1990 (FAX) 089-965-2337

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	ダイホームきて民家
所在地・連絡先	(住所) 〒799-1325 愛媛県西条市新市 575 番地 1 (電話) 0898-35-2588 (FAX) 0898-35-2589
介護保険事業所番号	3870600800
管理者の氏名	田坂 真紀

(2) 事業所の従業者の体制

従業者の職種	人数
管理者	1名
生活相談員	1名以上
介護職員	2名以上
看護職員	1名以上
機能訓練指導員	1名以上

※管理者は事業所の管理及びサービスの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、事業所の従業者に法令及び運営規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。

・生活相談員は利用者及び利用者代理人からの相談を受けること、サービスの業務に従事するとともに、サービスの利用の申し込みに係る調整を行います。

・介護職員は、日常生活上の世話または支援等に当たります。

- ・看護職員は、健康管理の業務に当たります。
- ・機能訓練指導員は、機能訓練の実施に当たります。

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	西条市
------------	-----

(4) 営業日

営業日	営業時間
月・火・水・木・金・土	8：30～17：30（営業時間） 9：00～17：00（サービス提供時間）

営業しない日	日曜日 12月30日～1月3日
--------	--------------------

※特別行事の場合は、休業日もサービス提供をすることがあります。

その場合は3日前には周知します。

(5) 定員 18名

3 サービスの内容

種 類	内 容
1 日常生活の介護	日常生活に必要な身体介護を行います。
2 入浴	一般浴槽による入浴、または清拭を行います。
3 機能訓練	機能訓練指導員により利用者の状況に適した個別の機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。全身運動を行う体操、レクリエーション等を行います。
4 食事介助	栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。
5 排泄介助	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
6 生活指導及びレクリエーション	利用者の生活面での指導・援助を行います。各種レクリエーションを実施します。
7 健康チェック	血圧測定等利用者の健康状態の把握を行います。
8 相談及び援助	利用者と利用者代理人からのご相談に応じます。

9 送迎	ご自宅から当事業所までの送迎を行います。
------	----------------------

4 利用料

(1) 共通的服务

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、負担割合に応じた額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

介護予防型通所サービス・地域密着型通所介護サービスの利用料・・・基本部分、加算の合計の額になります。

1) 介護予防型通所サービス費

(1) 基本単位

利用者自己負担額 1 割の場合

サービス名称	サービスの内容	基本利用 (1月あたり)
介護予防型通所サービス 1 (1月につき)	週 1 回程度の介護予防型通所サービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援 1)	436円/回 (月 3 回まで)
		1,798円/月 (月 4 回以上)
介護予防型通所サービス 2 (1月につき)	週 2 回程度の介護予防型通所サービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援 2)	447円/回 (月 7 回まで)
		3,621円/月 (月 8 回以上)

※自己負担額 2 割の場合は表示の 2 倍の金額・自己負担 3 割の場合は表示の 3 倍の金額になります。

(注 1) 上記の基本利用料は、西条市要綱に定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(2) 加算

以下の要件を満たす場合、前記の基本部分に以下の料金が加算されます。

※送迎・入浴も基本単位に含まれています。

介護職員等処遇改善加算（Ⅱロ）	所定単位数に 12.5% を乗じた単位数
科学的介護推進体制加算	40 円/月

- ※ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ※ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。

2) 地域密着型通所介護サービス費

(1) 基本単位（1回につき）

利用者自己負担額 1 割の場合

	7 時間以上 8 時間未満	6 時間以上 7 時間未満	5 時間以上 6 時間未満	4 時間以上 5 時間未満
要介護 1	753 円	678 円	657 円	436 円
要介護 2	890 円	801 円	776 円	501 円
要介護 3	1,032 円	925 円	896 円	566 円
要介護 4	1,172 円	1,049 円	1,013 円	629 円
要介護 5	1,312 円	1,172 円	1,134 円	695 円

※自己負担 2 割の方は表示の 2 倍・自己負担 3 割の方は 3 倍の費用になります。

(2) 加算・減算(1 割の場合)

入浴介助加算（Ⅰ）	40 円/日
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	56 円/日（機能訓練を実施した日数）
科学的介護推進体制加算	40 円/月
介護職員等処遇改善加算（Ⅱロ）	所定単位数に 12.5% を乗じた単位数
送迎減算（迎え・送り）	当事業所が送迎を行わない場合、片道につき 47 円を減算

※ 自己負担 2 割の方は表示の 2 倍・自己負担 3 割の方は 3 倍の費用になります。

- ※ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ※ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。

(加算・減算の説明)

1) 介護予防型通所サービス

① 運動器機能向上加算

※利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施します。

※機能訓練指導員の配置：従事する能訓練指導員を1名以上配置

※計画作成：多職種共同で運動の種類、実施期間、実施頻度、1回当たりの時間、実施形態等を記載した運動器機能向上計画を作成します

② 介護職員処遇改善加算（Ⅱ口）

※当事業所の介護従事者に対して賃金改正を行うための加算です。

③ 科学的介護推進体制加算

※利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の入所者の心身の状況等の係る基本的な情報を厚生労働省に提出します。（LIFEの活用）

※必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していきます。（PDCAサイクルの運用）

2) 地域密着型通所介護サービス

① 入浴介助加算Ⅰ

※入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合に算定します。

② 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ

※ニーズ把握、情報収集：機能訓練指導員等が、利用者の居宅を訪問し、ニーズを把握するとともに、居宅での生活状況を確認します。

※機能訓練指導員の配置：従事する能訓練指導員を1名以上配置（配置時間の定めなし）

※計画作成：居宅訪問で把握したニーズと居宅での生活状況を参考に、多職種共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成します。

※訓練項目：利用者の心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練項目を柔軟に設定します。訓練項目は複数種類準備し、その選択に当たっては利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助します。

※対象者：5人程度以下の小集団又は個別で対応します。

③ 科学的介護推進体制加算

※利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の入所者の心身の状況等の係る基本的な情報を厚生労働省に提出します。（LIFEの活用）

※必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用してい

きます。(PDCAサイクルの運用)

④ 介護職員処遇改善加算(Ⅱロ)

※当事業所の介護従事者に対して賃金改正を行うための加算です。

⑤ 送迎減算(迎え・送り)

※当事業所が送迎を行わず、利用者ご自身で来所、帰宅される場合に適用される減算です。迎え、送りそれぞれが減算対象となります。

(3) 介護保険給付対象外サービス

食事代	1食あたり 600円
おむつ代	おむつを利用される方は、おむつ代の実費が必要となります。
通常の事業の実施地域 以外の送迎費	通常の事業の実施地域外の地域にお住まいの方は、事業所の自動車を使用した場合、通常の事業の実施地域を超えた地点から1キロにつき40円(片道)が必要となります。
その他の費用(利用者が希望されるレクリエーションのための材料代等)	地域密着型通所介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用は、利用者のご負担となります。

(4) 利用料等のお支払い方法

料金・費用の請求単位 お支払い方法について	1ヶ月ごとに計算し、明細を添えてご請求、自動引き落としとする。(手数料は会社負担)
支払金融機関	伊予銀行 本店営業部 株式会社悠遊社 代表取締役 寺河 駿(テラカワハヤオ) 口座番号(普) 4835136

5 事業所の目的・方針等

(1) 事業の目的

要支援者・要介護状態にある者に対し、適正な介護型サービス・地域密着型通所介護サービスを提供することを目的としています。特に、地域や家庭との結びつきを重視し、明るく家庭的な雰囲気の中で事業を行うことを目的とします。

(2) 運営方針

事業所の職員は、要支援者・要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するとともに、利用者代理人の身体的及び精神的負担の軽減を図ることに努めます。

また、事業の実施に当たっては、行政及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。職員はそれぞれの職種において、その専門性を発揮しながら混然一体となって利用者に対応し、常に研究と研鑽に努め資質の向上を図ります。

(3) 秘密保持及び個人情報の使用

利用者及び利用者代理人に関する秘密及び個人情報については、正当な理由が

ある場合を除いて第三者に漏らすことはありません（また、従業者が業務上知り得た秘密及び個人情報、従業者でなくなった後においても第三者に漏らすことはありません）。ただし、サービス担当者会議等において、必要な情報については一定の条件の下で利用者及び利用者代理人から文書による同意を得た上で、利用していただくことがあります。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所利用者相談窓口	苦情受付担当者 田坂 真紀（管理者） 利用時間 9：00～17：00（月曜日～土曜日） 利用方法 電話（0898-35-2588）
-------------	---

当事業所以外では、下記でも苦情・相談ができます。

- | | |
|-------------------------------------|-----------------|
| 西条市役所福祉部 介護保険担当課 | 電話：0897-56-5151 |
| 受付：8時30分～17時15分（土日・祝日・年末年始を除く） | |
| 愛媛県国民健康保険団体連合会 | 電話：089-968-8800 |
| 受付：8時30分～17時15分（土日・祝日・年末年始を除く） | |
| 愛媛県福祉サービス運営適正化委員会 | 電話：089-998-3477 |
| 受付：9時～12時 13時～16時30分（土日・祝日・年末年始を除く） | |

(1) 処理・手順

- ① 苦情又は、相談があった際には、状況を詳細かつ正確に把握するため、場合によっては訪問を実施するなど、慎重に聞き取りや事情確認を行います。特に当事業所に関する苦情である場合には、利用者の立場に立って事実関係の特定を行います。
- ② 相談担当者は速やかに、管理者やその他の従業員と共同して、利用者の意見・主張を最大限に尊重した上で適切な対応方法を検討します。
- ③ 関係者への連絡調整を迅速かつ確実に行うとともに、必ず利用者へ対応内容等の結果報告を行います。（時間を要する場合は一旦その旨を利用者及び利用者代理人に伝え、進捗状況を適宜報告するなど細やかな対応を行います。
- ④ 市町村が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に必要な改善を行います。
- ⑤ 市町村からの求めがあった場合には、前項④の改善内容を市町村に報告します。
- ⑥ 国保連が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に必要な改善を行

います。

- ⑦ 国保連からの求めがあった場合には、前項⑥の改善内容を国保連に報告します。

7 緊急時における対応方法

サービス提供中に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（利用者代理人）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡を行い、迅速に対応いたします。

8 事故発生時における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、西条市、緊急時連絡先（利用者代理人）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡を行い、迅速に必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故の場合は、損害賠償を速やかに行います。事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、同じ事故が発生しないように話し合いを行い、必要な措置を講じます。

9 介護サービス情報の公表

指定情報公表センターのホームページ[介護サービス情報検索]で公表しています。また、指定情報公表センター及び指定調査機関において写しの交付を受けることができます。

利用者及び利用者代理人には、介護サービス情報は当社にて契約書に添付しお渡ししています。

10 利用に当たっての留意事項

利用者は、機能訓練等の地域密着型通所介護の提供を受けるときは、職員の指示に従い、安全の確保に努めてください。

※デイサービス内で、心地よく過ごしていただくために、下記の行動はご遠慮いただきます。尚、ご相談がある場合は、生活相談員が対応させていただきます。

- (1) 利用者同士の金品の貸し借り、売買行為
- (2) 貴重品の持ち込み
- (3) デイサービスの提供飲食物（昼食・おやつ）の持ち帰り
- (4) 持ち込みでの飲酒、飲食
- (5) デイサービス利用時間内の無断外出
- (6) 暴言暴行、セクハラ、その他の迷惑行為
- (7) 規定の場所以外での喫煙
- (8) 機能訓練室の無断利用

- (9) 風邪症状等、体調不良の申告なしの利用
- (10) 不調時の入浴の希望

1.1 非常災害対策

非常災害の場合には、非常災害に関する計画により迅速に対応いたします。なお、当該計画を事業所の見やすい場所に掲示します。
また、災害対策防止と利用者の安全確保に努め必要な避難訓練等を行います。

1.2 虐待防止のための措置

事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

1.3 業務継続計画書の策定等

事業所は、感染症や非常災害において、利用者に対してサービスの提供を継続的に実施するための、及びH非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- (2) 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

1.4 衛生管理

事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じる。

- (1) 感染対策委員会を設置し、委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予備、及びまん延防止のための指針設備。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予備及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

1 5 提供するサービスの第三者評価の実施の有無

提供するサービスの充実をはかるため、平成 23 年 9 月 15 日 16 日に県が委託する特定非営利活動法人 JMACS による第三者評価を受け、評価結果をご利用者様に開示しております。

1 6 生産性向上に資する取り組みの促進

当事業所において、生産性の向上に資する取り組みについて下記に掲げる措置を講ずる。

- (1) 生産性の向上のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする）を 2 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果、取り組みについて、介護職員その他の従業者に周知徹底をする。
- (2) 介護職員その他の従業者に対し、生産性の向上に関する研修を定期的（年 2 回以上）に実施する。
- (3) 前 2 号に掲げる措置を実施するための担当者を置く。

1 7 その他の運営についての重要事項

- (1) 従業者は、業務上知り得た利用者及び利用者代理人の秘密を保持します。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及び利用者代理人の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (3) 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備します。
- (4) 事業所は、利用者に対する地域密着型通所介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存します。
- (5) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社悠遊社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

18 第三者評価の実施状況

なし

令和8年6月1日改正

